

～新庁舎オープニングセレモニー～



5月2日(月)に新庁舎でオープニングセレモニーが行われました。

市長、市議会議長と最年少職員によるテープカットが行われ、市長から「主役である市民のみなさんと力を合わせていきいきと心が通い合う、そんな庁舎を目指していきたい。」と挨拶がありました。

その後、奈良県郡山金魚漁業協同組合様から寄付された様々な金魚が泳ぐ巨大水槽がお披露目されました。

新庁舎のシンボルとも言える水槽は、これまでも金魚のお世話をしてきた若手職員による「ザ・チームきんとつと」が考えたもので、幅3.5m、奥行70cm、高さ70cmあり、横からだけでなく上からも金魚を観ていただけます。

市役所にお越しの際にはぜひご覧ください。

(総務課 庁舎建設室)

児童手当制度変更のお知らせ

◆毎年6月に提出していた現況届が廃止になりました

提出が必要な人には個別に案内を送付します。また、現況届の廃止にともない、支給要件にかかる状況が把握できなくなるため、入籍、離婚、別居、同居等により状況が変わった場合は14日以内に、転職や退職により年金区分が変更する場合は速やかに届け出てください。

◆特例給付の支給に関わる所得上限額が設けられました

令和4年10月支給分から、児童を養育している人の所得が、下記表の①(所得制限限度額)未満の場合、児童手当を所得が①以上②(所得上限限度額)未満の場合、法律の附則に基づく特例給付(児童1人当たり月額一律5,000円)を支給します。②以上の場合支給はありません。該当の人には9月頃に通知を送付予定です。児童手当等が支給されなくなった後に、所得が所得制限限度額、所得上限限度額を下回った場合、所得を把握した日から15日以内に認定請求書を提出してください。提出が遅れると、遅れた月分の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。

扶養親族等の数 (カッコ内は例)	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額 の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額 の目安 (万円)
0人 (前年末に児童が生まれていない場合等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人+年収103万円以下の配偶者の場合等)	812	1040	1048	1276

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族(里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。)並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。

扶養親族等の数に応じて、限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が同一生計配偶者(70歳以上の者に限ります。)又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額となります。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

※【子育てワンストップサービス】マイナポータル上のサイトから電子申請をすることも可能です。電子申請にはマイナンバーカードが必要です。パソコン環境によってはご利用できない場合があります。

今回の制度変更にかかる様式は、令和4年10月以降ご利用いただける予定です。

問合せ=子育て支援課(内線522)